

# つちはし事務所通信

発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2017年3月1日

3  
March  
2017



## トピックス 改正個人情報保護法② / 全面施行は平成29年5月30日



改正個人情報保護法が全面的に施行される5月30日からは、個人情報取扱事業者から除かれていた「取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者」も、同法に対応する必要性が生じます。今回は、基本的事項を紹介します。

### 個人情報保護法の基本的事項(マイナンバー法との関係など)

#### ●マイナンバー法と個人情報保護法の関係は？

- ・マイナンバー法で規制等の対象となるのは、「特定個人情報」です。これは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報のことです。特定個人情報も個人情報の一部なので、原則として個人情報保護法が適用されます。さらに特定個人情報は、マイナンバーによって名寄せなどが行われるリスクがあることから、個人情報保護法よりも厳しい保護措置をマイナンバー法で上乗せしています。
- ・違う見方をすると、個人情報保護法は、特定個人情報はもちろん、特定個人情報に該当しない個人情報にも適用されるということになります。



#### ●個人情報とは？

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

**個人情報の定義の明確化**

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるもの

特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号	対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号
--------------------------------	---

<例> 指紋認識データ 顔認識データ 旅券番号 免許証番号

他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの



個人情報と紐づく移動履歴や購買履歴

経済産業省資料より

<補足> 改正により、個人情報の定義も明確化されます(上記の図の**個人情報の定義の明確化**の部分)。

「氏名」、「住所」、「生年月日」のほか、特定の個人を識別できるメールアドレスなども個人情報に該当します。

#### ●個人情報保護法の適用を受ける「個人情報取扱事業者」とは？

「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体などを除く)をいい、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて一定のものをいいます。

##### 【個人情報データベース等に該当する例】

- ・電子メールソフトに保管されているメールアドレス帳(メールアドレスと氏名を組み合わせた情報を入力している場合)
- ・名刺の情報について表計算ソフト等を用いて入力・整理している、名刺をルール化して整理(アルファベット順、取引先コード順等)している場合 など

##### 【個人情報データベース等に該当しない例】

- ・従業者が、自己の名刺入れを他人が自由に閲覧できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合
- ・市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム など

## 助成金情報！

# 最高 120 万円が支給される 65 歳超雇用推進助成金

例年、雇用関係の助成金の大幅な改正は4月に行われますが、今年度は9月から開かれていた臨時国会において助成金に関する補正予算が組まれたことを受け、助成金の新設・見直しが行われました。

## 1.現状の定年年齢の定め

高齢者雇用安定法に基づき、65歳未満の定年を定めている企業においては、従業員本人が希望すれば原則として65歳まで継続して働くことのできる仕組みの導入が義務付けられています。しかし調査によると、まだまだ多くの会社が60歳定年としつつ、再雇用制度等により65歳まで働ける仕組みとしています。

## 2.支給対象となる事業主の主な要件

この現状を踏まえ、今回の助成金では、平成28年10月19日以降に、労働協約または就業規則に、次の①から③までのいずれかに該当する新しい制度を定め、実施した事業主に対し、その内容に応じた助成金が支給されます。

- ①旧定年年齢を上回る65歳以上への定年引上げ
- ②定年の定め廃止
- ③旧定年年齢および継続雇用年齢を上回る66歳以上の継続雇用制度の導入



対象となる企業の要件は、①から③の制度を規定する際に経費を要した事業主であり支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いることとなっています。この他にも細かな要件がありますので、当事務所までお問合せください。

## 3.支給される助成金額

65歳への定年引上げ	100万円
66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止	120万円
希望者全員を66歳から69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

社労士など専門家に相談することが助成金の要件にもなっています。まずは、お問い合わせ下さい



最近では深刻な人材不足の状況となっていますが、特に中小企業においては実質的に全従業員が65歳まで雇用されているような状態が多いのではないかと思います。今回の助成金を検討される場合は、当事務所にお尋ねください。

## 新情報！

### 協会けんぽ徳島支部保険料率変更(平成29年3月分、5月1日納付分より)

徳島県の健康保険の保険料率は据置き、介護保険の保険料率は引上げとなります。

	平成28年3月(4月納付分)まで	平成29年3月(5月1日納付分)から	
健康保険料率	給与・賞与の10.18%	給与・賞与の10.18%	据置き
介護保険料率	給与・賞与の1.58%	給与・賞与の1.65%	引上げ

### あとがき◆つちはし事務所より

☆「2月は逃げる、3月は去る」といわれるように、年度末のこの時期は毎年慌ただしく過ぎていきますね。慌ただしさの原因の1つは、色々な改正情報が次々に出てくること。健康保険料率は今年、徳島は据置きになりましたが、介護保険料は1.58%から1.65%に引き上げとなり、香川県の健康保険料も引き上げられています(香川県:10.15%⇒10.24%)。給与計算で当月控除の事業所は保険料の変更をお忘れなく。

☆ 助成金の改正情報も、毎年この時期に出てきますが、今年度は昨年10月に改正があり、今回ご紹介した「**65歳超雇用推進助成金**」などがすでに登場しています。また、今話題の働き方改革のための助成金「**職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース**」などのニューフェイスも登場。この助成金の要件は就業規則等において「終業から次の始業まで9時間以上の休息時間を確保することを定めていること」。まずは事業計画が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

